

事例番号:380028

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第五部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

二絨毛膜二羊膜双胎の第1子(妊娠中のI児)

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 37 週 0 日 双胎妊娠(第II子骨盤位)のため帝王切開目的に入院、入院後収縮期血圧 153-177mmHg、拡張期血圧 86-103mmHg で経過

4) 分娩経過

妊娠 37 週 1 日

13:29 帝王切開にて第1子娩出、第2子娩出、骨盤位

胎児付属物所見 臍帯過捻転あり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:37 週 1 日

(2) 出生時体重:2000g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.31、BE 5.3mmol/L

(4) Apgarスコア:生後1分2点、生後5分4点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)

(6) 診断等:

生後 16 時間 30 分頃 下肢の硬直、眼球が完全に上転する痙攣様症状あり

生後 20 時間頃- 血圧低下、循環不全に対して蘇生や塩酸ドパミン注射液、アドレナリン注射液投与を要す

(7) 頭部画像所見:

生後 10 日 頭部 MRI で低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 3 名、小児科医 1 名、麻酔科医 1 名

看護スタッフ:助産師 2 名、看護師 4 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、入院となる妊娠37週0日までに生じた一時的な胎児の脳の低酸素や虚血によって中枢神経系障害をきたし、低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。
- (2) 一時的な胎児の脳の低酸素や虚血の原因を解明することは困難であるが、臍帯血流障害および胎盤機能不全の両方の可能性を否定できない。
- (3) 子宮内感染が脳性麻痺発症に関与した可能性が否定できない。
- (4) 出生後の呼吸循環不全が脳性麻痺発症の増悪因子となった可能性がある。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

- (1) 外来における妊娠中の管理は一般的である。
- (2) 妊娠 36 週 2 日の妊婦健診時に下腿に著明な浮腫を確認した際の対応(入院管理の提案、下肢の超音波断層法で深部静脈血栓症を確認)は一般的である。
- (3) 双胎妊娠(第Ⅱ子骨盤位)のため妊娠 37 週 1 日に帝王切開予定としたことは一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 37 週 0 日、入院後の対応(バイタルサイン測定、分娩監視装置装着、入院時の胎児心拍数陣痛図で児の心拍をうまく拾えていないと判読し、同日再検としたこと)は一般的である。
- (2) 入院後に高血圧を認めたため、血圧を再測定したことは一般的である。しかし、重症域の血圧上昇(160/100mmHg)が認めた際に、休息を促すよう指示

し、その後も重症域の高血圧が認められる状況で血圧測定による経過観察を行ったことは一般的ではない。

(3) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

(4) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

(1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸)および NICU 入院としたことは、いずれも一般的である。

(2) 生後 1 日、重篤な状態であり高次医療機関での治療・精査が必要として A 医療機関 NICU へ新生児搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 妊娠高血圧症候群を認めた場合の管理については、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」に則して実施することが望まれる。

(2) 双胎の胎児心拍数陣痛図では I 児 II 児ともに正確に記録されるよう、分娩監視装置のプローブを正しく装着することが望まれる。

【解説】本事例では、胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数波形が正確に記録されていない部分が散見された。正確に記録されていないことが確認された場合には胎児心拍の聴取位置を変える等により、正確な判断ができるように調整しなおすことが必要である。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】本事例では事例検討が行われていなかった。児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行う必要がある。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

胎児期に中枢神経系障害を発症した事例について集積し、原因や発症機序について、研究の推進が望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

胎児期の中枢神経系障害発症機序解明に関する研究の推進および研究体制の確立に向けて、学会・職能団体の支援が望まれる。